

プラチナ社会研究会インバウンド振興研究分科会 登録及び参加に関する遵守事項

本遵守事項は、「プラチナ社会研究会」における「インバウンド振興研究分科会」（以下「本分科会」と呼ぶ）の登録及び参加に関し、適用するものとします。

第1条（目的及び活動）

本分科会は、地域のインバウンド振興に関する情報交換やプロジェクト形成のプラットフォームであり、インバウンド振興に係る情報共有を目的とし、地域におけるインバウンド振興のあり方に関する勉強、地域におけるインバウンド振興における取組の現状・課題の把握、先進事例・ツールの勉強などの活動を行います（詳細は別紙参照）。

第2条（体制）

本分科会の事務局（以下「本分科会事務局」と呼ぶ）は、株式会社三菱総合研究所及び株式会社ぐるなび総研が設置、運営します。

第3条（本分科会への登録要件）

1.本分科会への登録は、次の各号のいずれかに該当する法人である必要があります。

(1) 自治体（都道府県、政令指定都市及びこれに準ずる市に限ります）

(2) 地方シンクタンク

(3) 地域金融機関

(4) 本分科会事務局が本分科会の活動に資すると判断した個人または法人

2.本分科会への登録は、前項各号に該当する者が、本分科会事務局に登録の申込みを行い、これを本分科会事務局が承認することによって行われます。

第4条（年会費）

本分科会への登録は無料とします。

第5条（本分科会会員の義務）

1.本分科会会員は、本分科会に登録している事実を悪用する等、本分科会事務局または他の本分科会会員の名誉、信用を傷付けるような行為を行わないこととします。

2.本分科会会員は、本分科会事務局が本分科会会員の情報共有を目的として実施するアンケート調査等に協力することとします。

第6条（退会）

本分科会会員は、原則として、本分科会退会届の提出によりいつでも退会することができるものとします。

第7条（本遵守事項の変更）

本分科会事務局は、本遵守事項を適宜変更できるものとします。本遵守事項を変更したときは、本分科会事務局はすみやかに、本分科会会員に対し当該変更を通知します。

また、当該通知以降は、変更後の遵守事項が適用されるものとします。

第8条（その他）

本遵守事項が規定する以外については、「プラチナ社会研究会 会則」を適用するものとします。

本遵守事項は、2013年7月18日現在のものです。

プラチナ社会研究会 インバウンド振興研究分科会の仕組み

- インバウンド振興研究分科会は、産学官で構成されるインバウンド研究会と相互に協力し運営しています。
- インバウンド振興研究分科会は、地域（自治体等）による研究成果の評価や地域の声（現状や課題、ニーズ）を得ることにより、インバウンド研究会と協力して研究を深めていくことを目的としています。
- 以上のことから、インバウンド研究会の会員については、インバウンド振興研究分科会 登録及び参加に関する遵守事項第3条（本分科会への登録要件）第1項第4号に該当するものとして、インバウンド振興研究分科会に登録することを承認しています。

